## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２５年（再ロ）第６号**

熊本市南区城南町舟生宮857番地11
再生債務者　松村　玲児
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月８日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（再ロ）第７号**

川崎市宮前区小台２丁目23―８　コリヌ・ド・鷺沼106号
再生債務者　山口　昭一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月９日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（再ロ）第６号**

愛媛県松山市南吉田町554番地６
再生債務者　松本　秀男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月９日
松山地方裁判所民事部

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）http://paper.tomoegawa.co.jp/

平成二十五年八月二十日
東京都中央区京橋一丁目七番一号
（甲）株式会社巴川製紙所
代表取締役　井上　善雄
静岡市駿河区用宗巴町三番一号
（乙）新巴川製紙株式会社
代表取締役　松田　敦

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告いたします。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月二十五日
掲載頁　一五二頁（号外第一三四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月十日
掲載頁　六十七頁（号外第一四九号）
平成二十五年八月二十日
東京都港区芝五丁目二六番二四号
（甲）株式会社ジューテック
代表取締役　足立建一郎
東京都港区西新橋三丁目四番二号
（乙）ジェイライフサポート株式会社
代表取締役　栗山　勝浩

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年十月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月二十六日
掲載頁　一八二頁（号外第一三六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月二十六日
掲載頁　一五五頁（号外第一三六号）
平成二十五年八月二十日
東京都中央区日本橋兜町二番一号
（甲）株式会社日本証券クリアリング機構
代表取締役社長　深山　浩永
東京都中央区日本橋兜町二番一号
（乙）株式会社日本国債清算機関
代表取締役社長　園部　真

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月三十一日
掲載頁　一〇三頁（号外第一六七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月三十一日
掲載頁　一〇三頁（号外第一六七号）
平成二十五年八月二十日
東京都千代田区神田和泉町一番地
（甲）日本華煤交易株式会社
代表取締役　前畑　康三
東京都千代田区神田和泉町一番地
（乙）前畑産業株式会社
代表取締役　前畑　康三

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月一日
掲載頁　一八二頁（号外第一四一号）
平成二十五年八月二十日
東京都港区芝大門一丁目一二番一五号
（甲）イーグル工業株式会社
代表取締役　鶴　鉄二
東京都港区芝大門一丁目一二番一五号
（乙）リグナムバイター株式会社
代表取締役　高見　周三

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月二十七日
掲載頁　六十五頁（号外第一三七号）
平成二十五年八月二十日
東京都台東区上野一丁目一五番三号
（甲）株式会社ナガホリ
代表取締役　長堀　慶太
東京都千代田区外神田六丁目五番三号
（乙）株式会社ユニロポーロ
代表取締役　白川　文彦

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年八月六日
掲載頁　五十四頁（号外第一七一号）
平成二十五年八月二十日
東京都港区東新橋一丁目九番二号汐留住友ビル一六階
（甲）株式会社スタジアムホールディングス
代表取締役　皆川亮一郎
埼玉県深谷市田中二六三一番地
（乙）株式会社ＢＣＮ
代表取締役　皆川亮一郎